

デイサービス古田のおうち運営規程

事業所番号 3470208632

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人もちもちの木が開設するデイサービス古田のおうち（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護および指定1日型デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅において要介護状態又は要介護支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な地域密着型通所介護および指定1日型デイサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 デイサービスにあっては、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 前2項のほか、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」および「広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービス古田のおうち
- (2) 所在地 広島県広島市西区古江新町8番32号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし増減することがある。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2名以上
生活相談員は、事業所に対する地域密着型通所介護および指定1日型デイサービスの利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るための適切な相談・援助等を行い、また他の従業者と協力して地域密着型通所介護および指定1日型デイサービス計画の作成等を行う。

(3) 介護職員 2名以上

介護職員は、利用計画に基づく日常生活上の支援及び介護、機能訓練を行う。

(4) 看護職員 2名以上

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握、緊急時の対応を行う。

(5) 機能訓練指導員 2名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 日曜日から金曜日までとし、土曜日を定休日とする。(ただし1/1～1/3を除く)

営業時間 8時30分から17時30分までとする。

サービス提供時間 9時30分から16時30分までとする。

(2) 利用者から要望があった時は、サービス時間の前後を延長して介護保険外の自費サービスで対応する。

(指定地域密着型通所介護及び指定1日型デイサービスの利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護および指定1日型デイサービスの利用定員は、18名とする。

(指定地域密着型通所介護及び指定1日型デイサービスの内容)

第7条 指定地域密着型通所介護及び指定1日型デイサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導、相談援助
- (2) 健康チェック
- (3) 機能訓練
- (4) 食事の提供
- (5) 入浴介助
- (6) 送迎
- (7) 文化活動支援

(身体拘束等の原則禁止)

第8条 事業所は、指定地域密着型通所介護又は指定通所型サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(利用者等の虐待防止のための措置)

第9条 事業所は業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待を早期発見しなければならない。

《留意事項》

- ① 虐待に対する「自覚」は問わない
- ② 高齢者の安全確保を優先する
- ③ 常に迅速な対応を意識する
- ④ 必ず組織的に対応する（個人で判断せず管理者へ報告）
- ⑤ 関係機関と連携して援助する
- ⑥ 適切に権限を行使する

利用者等の人権の擁護、虐待の防止に関する責任者 理事長 竹中庸子

(地域との連携)

第10条 事業所の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 当事業所が行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6か月に1回以上開催する。
- 4 事業所は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価をうけるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 5 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(利用料その他の費用)

第11条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が、指定1日型デイサービスを提供した場合の利用料の額は広島市長が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 食費は1日700円とする（おやつ代含む）。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、広島市中区、西区、南区、佐伯区とする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第14条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第15条 デイサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者に対するデイサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対するデイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害等における対応)

第16条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。又、台風や地震及び雪等に関する警報発令時は、利用者並びに従業員の安全を確保する観点から運営を中止する場合がある。

(苦情及び相談に対する体制)

第17条 事業者は、デイサービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、提供したデイサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、通所介護従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会

を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 月1回
- (3) その他の研修
 - 1 従業者は、職務上知り得た情報の秘密を保持する。
 - 2 事業所は、地域密着型通所介護及び指定1日型デイサービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間保存するものとする。
 - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人もちの木の木と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

一部改定、平成26年2月17日から施行する。

一部改定、平成28年4月1日から施行する。

一部改定、平成30年4月1日から施行する。

一部改定、平成31年3月1日から施行する。

一部改定、令和元年10月1日から施行する。

一部改定、令和2年10月1日から施行する。

一部改定、令和3年3月1日から施行する。

一部改定、令和4年4月1日から施行する。

一部改定、令和4年8月1日から施行する。

一部改定、令和5年9月1日から施行する。

一部改定、令和6年4月1日から施行する。

一部改定、令和7年4月1日から施行する。